

資料 8

液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS0739）の改正について（案）

平成19年6月
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 主旨

高圧ガス保安協会では、平成15年度から平成17年度において、経済産業省委託事業「バルク供給システム技術基準性能規定化調査研究」を実施してきたところである。本調査研究の成果物として、バルク供給・充てん設備に係る技術基準（液化石油ガス法施行規則及びバルク告示）の性能規定化案を作成した。

本調査研究の成果を踏まえ、今後は経済産業省において、バルク供給等に係る技術基準の改正が行われる予定であり、性能規定化された場合には、技術基準に規定された性能を満たす一例として経済産業省から例示基準が示されるとともに、当該例示基準以外の基準であっても、技術基準に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、技術基準に適合するものと判断されることになる。

このため、高圧ガス保安協会では、バルク供給に係る技術基準の性能規定化に対応できるように、「液化石油ガス法施行規則関係技術基準」（KHKS0739）の改正をあらかじめ行うこととし、これまで液化石油ガス規格委員会での書面投票やパブリックコメント等を経て新たな基準の追加を行ってきたところである。本改正は液化石油ガス規格委員会での審議が延期されていた次の2つの基準案をKHKS0739に盛り込み、例示基準以外の基準としてのKHKS0739について、さらなる内容の充実を図るものである。

○バルク貯槽を腐しよくから保護するための塗料（案）

○地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等（案）

2. 検討経緯

(1) KHKS0739「バルク貯槽を腐しよくから保護するための塗料（案）」

①平成18年 5月 9日：第1回バルク関係基準分科会

○改正案の作成方針の確認

②平成18年 6月27日：第2回バルク関係基準分科会

○第1次原案の審議

③平成18年 8月 8日：第3回バルク関係基準分科会

○第2次原案の審議

④平成18年10月 3日：第4回バルク関係基準分科会

○バルク貯槽を腐しよくから保護するための塗料（案）の承認

⑤バルク関係基準分科会の承認を得たものの、平成18年12月14日の液化石油ガス規格委員会開催前において内容に不備が認められたため、本委員会に上申しなかった。

- ⑥平成19年5月23日：第1回バルク関係基準分科会
○不備内容を修正した「バルク貯槽を腐しよくから保護するための塗料（案）」の承認
- (2) KHKS0739「地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等（案）」
- ①平成18年 5月 9日：第1回バルク関係基準分科会
○改正案の作成方針の確認
- ②平成18年10月 3日：第4回バルク関係基準分科会
○第1次原案の審議
- ③平成18年12月 5日：第5回バルク関係基準分科会
○地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等（案）の承認
- ⑤平成18年12月14日：第2回液化石油ガス規格委員会
○地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等（案）の書面投票による採決の実施に係る同意が得られた。
- ⑥平成18年12月21日から技術委員によるテクニカルレビューを開始した結果、技術委員から書面投票期間中に意見があった。また、規格委員会規程第23条第4項の規定に基づき、テクニカルレビューの意見対応案を作成していたところ、別途、基準案に技術的内容の不備が認められた。このため、技術委員への意見対応及び不備内容の修正については併せてバルク関係基準分科会で再審議することとし、これについて平成19年2月13日から液化石油ガス規格委員会において書面投票を実施した結果、バルク関係基準分科会での再審議が承認された。
- ⑦平成19年5月23日：第1回バルク関係基準分科会
○テクニカルレビューにおける技術委員への意見対応及び不備内容の修正を行った「地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等（案）」の再審議及び承認

3. 今後のスケジュール

- ①書面投票（15日間）
②液化石油ガス規格委員会で承認後パブリックコメントを実施（1ヶ月間）

なお、これら基準承認後の施行時期については、省令の公布・施行時期を考慮する。

また、省令等の規定内容の変更に伴い、本案の修正が必要となった場合は、バルク関係基準分科会の主査とその対応について検討し、その検討結果を以て事務局で修正案を作成する。その後、規格委員会規程第19条第4項の規定に基づく書面投票に付すこととする。